

第80回国民体育大会青森県準備委員会 第1回競技運営専門委員会 結果概要

1 日 時

平成28年10月25日（火） 13:00～14:30

2 場 所

ウェディングプラザアラスカ 4階パール

3 出欠状況

出席者 11名

欠席者 4名

4 議事概要

(1) 委員長・副委員長の報告

委員長を岡村委員に、副委員長を矢野委員に委嘱したことを報告。

(2) 説明・報告事項

①国民体育大会の概要について

②第80回国民体育大会の準備経過について

③第80回国民体育大会開催準備全体スケジュール

【質疑】

(委員長)

国体開催の内々定と内定等は、各県とも共通なのか。

(事務局)

各県共通となっている。

④第80回国民体育大会青森県準備委員会組織構成図

⑤第80回国民体育大会青森県準備委員会専門委員会規程

【質疑】

(副委員長)

専門委員会規定第2条の別表に委任事項と付託事項があるが、委任と付託の違いについて伺いたい。

(事務局)

付託事項は、競技運営専門委員会で審議し、常任委員会で決定する事項のこと。

委任事項というのは、競技運営専門委員会で決定する事項のこと。

⑥第80回国民体育大会青森県準備委員会における現在までの決定事項について

事務局から①～⑥について説明。

(3) 審議事項

① 第80回国民体育大会競技役員等編成基本方針（案）

事務局から説明。原案どおり可決。

【質疑】

(委員長)

基本的に、このような方針で先催県は編成しているのか。

(事務局)

先催県も同様に編成している。

(委員長)

会場地選定は総務企画専門委員会で行うのか。

(事務局)

総務企画専門委員会では会場地市町村の選定を行う。

(委員長)

会場地市町村決定後、その市町村と競技団体に協議し、競技役員の人数を確保していくという方針を競技運営専門委員会で定めるということが良いか。また、60ページの国民体育大会競技役員編成数は具体的に人数が示されているが、決まっているのか。

(事務局)

方針等は競技運営委員会で審議し、常任委員会で決定する。

日体協国体開催基準要項の「国民体育大会各競技会開催に当たる競技役員編成基準」の別紙は、競技ごとに必要な競技役員や人数を示しており、人数が決まっている。

岩手国体においても、別紙の人数に基づき実施している。これは、あくまでも競技役員の人数であり、このほかに会場地市町村で、補助員等を確保している。

(委員長)

補助員等の人数は、会場地で行う開催競技団体が決めるのか。

(事務局)

13ページの上にある（2競技役員等の種類、定義及び編成方法）（2）のとおり、競技役員等の編成案は、今後設置予定の会場地市町村準備委員会が競技団体等と協議の上、補助員等の人数を含めた競技役員等の編成案を作成し、青森県準備委員会において決定することになっている。

(委員長)

各県によって市町村の人口は違うが、補助員等の人数の縛りはないのか。

(事務局)

この資料にもあるとおり、その市町村だけで補助員等を確保するとは謳っておらず、会場地市町村及び周辺市町村としており、周辺市町村からも応援を受けて行う。

(委員長)

市だけでなく、町で競技を行う場合もある。

(事務局)

周辺の市等をお願いして、応援してもらうこともある。

(委員長)

実際をお願いするときに、折衝が必要だと思う。

(委員)

確認したいことがある。資料59ページ（「国民体育大会各競技会開催に当たる競技役員編成基準」の別紙として陸上競技を参考に掲載の人数は、きっちりこの数字の競技役員で運営するという事なのか。それともあくまでも基準であって、若干、加減があっても良いものなのか。

(事務局)

資料にもあるとおり、適宜必要最小限の人数で編成するとあり、多くなるのは全く問題ない。

(委員)

もう一つ確認がある。同じく資料59ページの総数の合計448人という人数は、12ページ（競技役員等編成基本方針（案））の表中の競技役員の運営員とあるが、その方々を含めての数字ではなく、あくまでもこの資格を持った役員として59ページの資料（国民体育大会競技会における競技役員の役職名及び人数）の数字の定義がなされているということで解釈しても良いか。

(事務局)

これは12ページ（競技役員等編成基本方針（案）2競技役員等の種類、定義および編成方法）の表の（1）の①の競技役員、審判員と運営員を足した競技役員が、陸上競技でいうと448名と考えていただきたい。会長等の競技会役員は別となっている。

(委員)

448名の中には、運営員という審判資格を持たない人たちも含まれているということで理解して良いか。

(事務局)

そのように理解していただきたい。

(委員)

具体的に表中に、何々係とか何々委員とか書いてある。審判員以外の庶務係など、そういった名前もあるので、ここは、審判員と運営員を含めてということになるかと思う。

② 第80回国民体育大会競技役員等養成基本方針（案）

事務局から説明。原案どおり可決。

【質疑】

（委員長）

養成計画は任意なのか。それとも、競技団体に絶対に出してくれと事務局からお願いするものなのか。

（事務局）

次の審議事項3で養成計画について定義している。審議事項2を了承いただければ、次のところで進めていきたい。

③ 第80回国民体育大会競技役員等養成基本計画（案）

事務局から説明。原案どおり可決。

【質疑】

（委員長）

16ページの図（競技役員等養成基本計画）がるが、審判員となると資格取得年数というのは、各競技団体によって違うのか。

（事務局）

競技団体ごとに違っている。

（委員長）

早めに各競技団体にアナウンスして、各競技団体に計画してもらうために、競技役員等養成基本計画を定めるということで良いか。

（事務局）

そうしていただきたい。

（委員）

バレーボールでは、A級審判資格が各県から毎年2人という枠がある。国体のために、増枠要請を競技団体として日本バレーボール協会にお願いしていくのか、それとも日体協へお願いして、増枠が認められたという例がこれまでであるか伺いたい。

今年の岩手国体では、審判員の有資格者が足りないということで、隣県への要請があり、本来、各県2人派遣のところを、4人に増員して派遣した。

また、来年度の南東北インターハイについても、近県からの派遣があるが、各県で年2人という枠があり、来年度から9年間となると、県バレーボール協会として18人しか増やせないという中央競技団体の規定もあるので、県協会として養成計画を作る必要があるのかと感じている。

これから国体が控えているので、どんどん青森から講習会に来てくださいますと養成計画が作れる。

それがいい中で、2枠だけで9年間の養成計画となると頭打ちになるような気がしている。

(事務局)

A級審判は、日本バレーボール協会の方で全国的に取得していくという性格のものか。例えば、今まで2人のものを4人受講させてくださいということに向こうは受け付けてくれないのか。

(委員)

原則はない。今まで聞いたことがない。

各県2人と、東北ブロックで1人、さらにその中から国際審判員に抜けると、その分はそのブロックで補充するという形となっている。A級審判は、青森に昔はたくさんいたが、55歳定年という決まりがあり、減ってきている。

A級審判を取得するためには、夏に1週間、関西で研修を受講し、その次の年に候補となり、候補という形で実績による認定基準があるため、3年必要となる。

平成29年から養成となると来年からなので、普段であれば2人の研修枠であるが、国体に向けて4人に増枠してほしいという願いをできるのであれば、県バレーボール協会が行っていくのか、それとも競技運営専門委員会から、日体協を通じてお願いしていくのかというのが知りたい。

(事務局)

国体というのは先催県、岩手県も含めて、同様の考え方で養成していると考えているので、日本バレーボール協会では、枠に限度があるとは我々もわからなかった。

基本的には養成計画を作って、国体に合わせて審判を養成したい場合、日本バレーボール協会では受け入れしてくれるものだと認識していた。

(委員長)

それは当然ある。日体協と競技団体は別組織。競技団体は資格の安売りをしたくない。

有資格者が少ないと大会開催に支障があるので、事務局か県体協かどちらからか、まず、競技団体に直接というより、日体協を通して、そういう要望があるということ、或いは前例があるかということを確認、或いは、願うということをお願いを言ってもらおう。

(事務局)

事務局の方からも、日体協を通じて、事情を確認する。

(委員長)

日体協公認の資格がある、例えばスポーツドクターは数多くいる。

トレーナーというのは年に2人しかとらない。それで足りない。国体開催が近いということで、いっぱい受けさせてくれたという例がある。それは公認が日体協であり、国体の主管であるから。ですから競技団体とはまた別なので、それを確認された方が良いでしょう。

(事務局)

計画等を了解いただければ、11月10日に各競技団体の担当者の方々を集めて、各競技団体の意向調査を行う。併せて、競技役員等の養成も進めなければいけないという情報提供をする予定。

今後、日体協に確認し、委員の皆様にも後程書面等で、確認したことをお伝えする。

以 上